

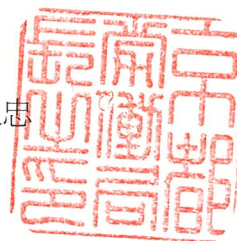
## 京都地方最低賃金審議会特定（産業別）最低賃金専門部会委員候補者の推薦に関する公示

### 京都労働局一般公示第7号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、京都府における下記の最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、京都府の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、別紙「京都地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会候補者の推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年9月9日

京都労働局長 伊勢 久忠



記

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(平成20年京都労働局最低賃金公示第4号)

京都地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会委員候補者の推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、京都府の区域内で「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、京都府の区域内で「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別添様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 8 年 9 月 25 日（金）

(3) 推薦書の提出先

京都労働局労働基準部賃金室（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地）

別 添 1

令和      年      月      日

京都労働局長

伊勢 久忠 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

京都地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会の {労働者代表／使用者代表} 委員の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

| 氏 名 | 年齢 | 現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること） | 略 歴 |
|-----|----|-----------------------------|-----|
|     |    |                             |     |

## 内 諾 書

京都労働局長

伊勢 久忠 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、京都地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会委員に任命されたときは、  
就任することを内諾します。

